



# 島根県報

平成17年 8月30日 (火)  
号外 第 83 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

(管 財 課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則 (規則第103号)

1 規則の概要

県外に居住している者であって、県内で定住を希望するもの又は県、市町村その他公共的団体が実施する産業体験に参加するものを受け入れる市町村に対して、宿舍の貸与ができる規定を設けることとした。(第22条関係)

2 施行期日

平成17年 9月 1日から施行することとした。

## 規

## 則

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 8月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第103号

島根県職員宿舍管理規則の一部を改正する規則

島根県職員宿舍管理規則 (昭和43年島根県規則第33号) の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の 1 条を加える。

(市町村への貸与)

第22条 知事は、第 5 条の規定にかかわらず、県外に居住している者であって、県内で定住を希望するもの又は県、市町村その他公共的団体が実施する産業体験に参加するものを受け入れる市町村に対して、宿舍の貸与を行うことができる。

2 前項の貸与に関して必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成17年 9月 1日から施行する。

